

## 循環型社会づくりと不法投棄防止に向けて(第41回 総合研究会)

著者	和田 安彦
雑誌名	ノモス = Nomos
巻	15
ページ	117-126
発行年	2004-12-25
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/12631">http://hdl.handle.net/10112/12631</a>

## 循環型社会づくりと不法投棄防止に向けて

和田安彦\*

いまご紹介をいただきましたが、関西大学工学部のなかで都市環境工学科が、この4月から発足いたしました。前身は建設とか土とか、まちづくりとかをやっていたのですが、ハードだけではなく、都市環境工学科ということで募集しました。

中身を少しずつ変えているのですが、学生さんの人気が高まり偏差値がかなり上がりました。ですから、優秀な人を採りたいと思っております。

私は都市環境工学の環境システムという研究室を担当しております。環境システムと申しますと、水とか、われわれの環をつくるもの。それから都市の政策とか都市づくりとか、都市計画が私の専門です。廃棄物の問題とか、環境政策といったことをやっております。

今日は、循環型社会づくりと不法投棄防止についてお話したいと思っております。ちょうど平成5年に環境基本法ができました。基本法というのは、ゆっくりとじわじわボディブローのようにきいてきます。そういうものができて、その中で、一つ目には共生、みんな一緒に生きよう、バリアフリーで共生という柱があります。二つ目には循環、回していこうということ。それから、三つ目には参加、国民の皆さんがみんな市民として参加するのだということ。それから、四つ目に国際協力という、この四つ大きな基本になっております。環境基本法ができてからは循環型社会形成推進基本法という法律ができて、それでいま、次々と新たな法律が施行されているということでもあります。

このような状況の中で、われわれの環境をつくるときに一番問題になってくるのは、ごみの不法

投棄なのです。廃棄物の問題というのは非常に都市づくり、環境政策のなかで基本になるものです。腐敗しますし、有害物もありますし、われわれの生活に影響しますので、今日は不法投棄の実態と、どうしたらいいかという対策、それから、方向も含めてお話したいと思っております。

図-1の不法投棄件数及び投棄量を見ていただきたい。現在は増えもしていないのですが、減りもしていないというのが状況です。把握していないものも沢山ありますが、1,200件~1,300件で一応安定しております。これは産廃で、青森とか秋田に不法投棄がありましたが、それも1件と計算しています。それがいままで40万トンであったものが、いま30万トン、20万トンぐらいになっています。

一口に何万トンといっても分かりませんが、関西大学のある吹田市は人口が35万5,000人で、ちょうど奈良市ぐらいの人口です。この吹田市が1年間に出すごみが、ほぼ12万トンです。だから、吹田市が1年間に生活から全部出すごみの2倍ぐらいが日本にばらまかれていることになります。これは公式のデータですから、その3倍ぐらいはあるだろうといわれていますので、結構、不法投棄は多いことになります。

平成13年度の投棄件数1,150件は公式的なものですが、場所としては、見えにくいところの山、田んぼでも休耕田や放置されているところは草が生えていてわからなくなりますから2割ぐらい。宅地にも投棄されていますから、自分の田んぼでも土地でもしっかり管理しないとごみを投棄されます。海とか川へ投棄するものもあります。これ

編集部注\* 関西大学工学部教授(法学研究所環境政策研究班研究員) 本稿は、2003年7月26日開催第41回総合研究会の記録に加筆修正したものである。

は件数としてはそう沢山はありませんが、その他いろんなところに投棄されています。一番多いのは山林3割、農地2割、宅地1割と3、2、1の割合になっています。合計24万トン、吹田市のわれわれの生活から出るごみの1年間の2倍ぐらいがばらまかれているわけです。

その不法投棄を量的にみますと、山地が35%で農地は13%、宅地が10%となっています。図-2の地目別状況でお分かりのように、その他も結構多いですから空地や、広場にも投棄されています。

それで、誰が投棄するのかということですが、建設から出てくるごみが多い。いま産業廃棄物で大体4億トンぐらい排出されています。4億トンというとピンとこないのですが、生活のごみが日本全体1年間に5,000万トンちょっとですが、5,000万トンといっても分かりにくいと思いますが、40階、30階の大きなビルが10万トンぐらいの重さです。ですから、その500倍ぐらいの重さのごみが日本で生活から出てくるのです。その8倍ぐらいが産業のごみなのです。廃棄物のビジネスは結構大きくて10兆円産業と言われていています。

コンピュータが5兆円産業ですからコンピュータの倍ぐらいあります。ごみというのは大きな産業です。だから、それだけお金がかかるので投棄されるわけです。そのなかで割合として多いのが建設で、それがほぼ7割ぐらい、それ以外が3割です。

廃出物としては、がれき類とか、木くずとか、その他の建設廃棄物（鉄筋、鉄骨、バラス、砂利）で、家の前に置いてあったら、みんなとり除いてほしいというようなものです（図-3）。そういう排出物ですので、どうしても量が多くなります。

それから、廃プラスチック類ですが、プラスチックは30年、40年前に鉄に代わる材料として登場し、石油からできて、軽いし、成形もしやすいし、塩ビなどはハサミで切って、紙を貼るように接着剤ですぐ接着できるということでプラスチックがどんどん使われましたから、その廃プラが出てきました。しかし、これを燃やすとダイオキシンが排出されることもあるということですが1割ぐらい投棄件数の中に入っています。そのほかのものも含めて、ビルにして30階、40階のビルの500倍ぐらいの重さのごみを1年間に出していま

す。いろんなところへ燃えがら、汚泥とかが排出されていますが、大きくは図-3の産廃の不法投棄件数のグラフにあるようなものです。

いま環境基本法ができて、その中で循環が大きな目標になっていますから、循環型社会の形成を促していく、プロモーションする推進基本法があるわけです。例えば土地の価格が下がっているというのも土地基本法がきいているわけですね。この基本法というのは、結構、きいてくるので、循環型でごみを減らし、生産者に回収責任を負わせるようという考えを基本としています。ですから、設計の段階からうまくやっておかないと、ごみになってから減らせと言っても、どだい無理ですから、現在では製品設計の段階からリサイクルやごみ処理の仕方が考えられています。循環型社会を目指すために、簡単な法律だけでも、すごい数があります。1年間に日本の法律というのは改正も含めて140本から150本つくりましますから、10年経つとすごい数になります。

まず、廃棄物処理法ですが、廃掃法と言われるもので、「最終処分の責任は出したところですよ。全部、あなたのところへきますよ。マニフェストでもやってもらいますよ」と義務付けたり、罰則も非常にきつくなりましたし、来年には、自動車リサイクル法が実際に動き出しますから、これから2万円になるのか3万円になるのか未定ですが、自動車を買うときにリサイクルするときのお金を払っていくことになります。だから、今までは3万点だった部品が2万点を割るようになるそうです。部品を少なくするとリサイクルしやすいですから、できるだけ部品の数を減らしていくという設計を一生懸命やっているわけです。それから、寿命を長くするという努力も行われています。

また、飲食店、コンビニやホテルでも出た量の5分の1、20%はリサイクルしろとか、出す商品もリサイクルできるようなものを販売していかないと、どんどんごみを売っているということではたちゆかなくなるということがあります。それから、建設工事の解体業も今まではブルドーザーやユンボで一昨年前までは一気に潰したのですが、今では潰すのに木造の建物でも順番に解体しては分けていくため一週間ぐらいかかるのです。屋根の瓦から土から木からコンクリートから、プラスチックから、みな分けていくことになったのです。

要するに一緒くたのミンチにするのだめだということになったということは、法律がきいているわけです。ですから、これがあんまりききすぎると、今日の話の不法投棄が多くなりやすいということもあります。

それから、グリーン購入ですね。環境にやさしいリサイクルできるものを買きましょうということで、関西大学でも再生紙とか、いろいろなものを入れていますが、新聞紙なんかは新しい原料は2割ぐらい入れて80%以上はリサイクルの紙が入っています。マンガ本なんか再生紙100%ですし、容器、包装もリサイクルでペットボトルなど、みな分けなければいけない。遅まきながら、今月ぐらいから関西大学の工学部にはペットボトルとその他を分けるごみ箱を設置していますが、こういうのは公共的な場所では昔からやっているわけです。

家電リサイクル法でテレビを廃棄するのに2,600円取られるというようなことで、循環型社会をつくっていくとか、グルグル回していかなければならないということでペットボトルリサイクルは平成9年度から行われてきましたし、2年前には家電、建設は去年から廃材、アスファルト、コンクリート等について施行されております。特にアスファルトは何回も使えるのです。

それから、食品もそうですね。肥料にするとか、飼料にするとか、そしてそれらを使うという取り組みがはじまったのです。

そこで、先ほどの不法投棄の話に戻りますと、多くなったまま減らないのです。それで、どこに多いかという実態をまず見ますと(表-1)、産業廃棄物を扱っているところは、当然、出てきますよね、廃棄物そのものを扱っていますから。ですから、産廃処理施設とか埋立地とか、事業所の中に置いておくとか。工場がありますと、先ほど池田先生がおっしゃったように、プランフィールド、非常に問題が多い土地ということになります。

現に、USJ(ユニバーサル・スタジオ・ジャパン)もプランフィールドです。あそこは住友金属、日立造船など3社の土地を借りて施設をつくったわけです。ジョーズの出て来る海は重金属だらけですごく汚れていたんです。それを全部除去してフェニックスに持って行ったのです。そういうことで産業関連とか工場跡地を買うときには

非常に気をつけないといけないのです。

先だっても豊中で8階建のマンションが建ちましたが、土地が汚れていたのがマンションをみな潰してしまいました。売って住民の人に後で訴訟された方が損をするので、そういう措置がとられたわけです。

あとは、それ以外のところで鉄工所というの結構有害物を使いますし、自分の土地にいろいろな廃棄物を埋め立てるとか、砂利とか取った跡地に埋めて覆土してしまうと分かりませんから、そういうことで売り逃げてしまうということもあります。新興住宅地なんかは特にそういうのに気をつけなければなりません。

それから、谷を埋めてあるところなんかは、不法投棄物がかかり入っていると考えるべきでしょう。大阪市の南港でも3分の1はごみで、南港のインテックス大阪から公園のところなんか全部ごみで埋め立てられています。北港でもそうです。ほとんどごみを入れているのです。東京の夢の島なんか全部ごみの島ですからね。そういうことで再開発のところに入れていくのと、経済の弱い場所にごみが集まっていく傾向がありますし、土地を資材置場として安易に貸し付けるとか、特に土地の利用というのはものすごく減っていますから、そういうことになっています。

それから、ブローカーが、不在地主は登記簿謄本を調べたらすぐ分かりますから、それで、不在地主でも遠いところにいる土地に放棄していくとか、権利関係が非常に複雑なところを狙っていくとかいうことがあります。それから、見えないところとか、谷間とか湿地帯とか、そんな都市の周辺を狙われて、日本は3分の2が山ですから非常に不法投棄の問題があります。

それに反して、市町村で協力してやっているところとか、警察とタイアップしているとか、やる気のある職員が多いところは不法投棄が比較的少ないということがはっきり統計に出てきます。夜、ライトを照らそうと思っても電気を引っ張ってこなければいけないから、太陽電池で蓄電していたらどうかということで、そういうシステムをうまくつくっていくとか、対策を講じているところもあります。

ごみの処理には費用がかかります。汚泥なんかトン当たり処理費は鉄より高いのです。われわれ

の生活のごみの処理というのは、トン当たり大体5万円ぐらい、1キロ50円以上かかっているのです。鉄筋とか鉄骨はトン2万5,000円ぐらいで、ごみの方がずっと高いのです。だから、新日鉄なんか鉄をつくっていますけど、ごみの処理もやっていますよね。夜の間にはJR貨物で都市圏から吹田の前を通過して北九州へ行くのです。そこで燃やしているのです。ごみの処理の方が高いですからね。そのようなことが進んでいるのです。ですから、交通の便利のいいところは、かえってごみが集まりやすいという状況になっています。

不法投棄というのは、表に出てきたものしか分からないのですが、排出事業者が不法投棄しているのは4分の3なのです(表-2)。ごみを出す人が自ら不法投棄するのです。つまり適正に自己処理する能力がないにもかかわらず自己処理している実態があります。それから、ごみ処理するには、許可が要るのですが、無許可の人が1割ちょっといます。許可業者でも不法投棄をしているケースも1割弱あるのです。だから、捕まえて免許を取り消したらいいのですが、なかなか分からないこともあって、現在のような状況になっております。

先ほど申しましたように、ごみ産業はほぼ10兆円程度です。生活のごみは5,000万トン余りですから、2兆円、市町村で炉とかつくりますから、その費用を合わせて3兆円。あと、企業の産業廃棄物の処理費がほぼ6兆か7兆程度ですから、10兆円産業です。ごみ処理は高いので、ごみを出す人自身が処理費を軽減するために不法に処理をするという人がいます。

京都・大阪・兵庫で見ますと、やはり圧倒的に多いのが京都府なのです。(表-3参照)大阪府は、面積が小さい府県ですから件数は少ないのです。それから、兵庫県は17件で、これは表に出た平成13年度の数字です。それで見ると、回復している比率が大分違うんですね。兵庫県なんかは廃棄物に対して非常に熱心にやっていますから、回復の割合が非常に多いのですが、大阪府はちょっと少ないですね。京都府で半分ぐらいということですから。不法投棄しましても、回復してないところが結構あるというわけです。そのまま放置していることになります。ですから、このままいくとプランフィールド、どんどん有害物が入っていますから

土地が汚れる。土地が汚れるだけではなく、水が汚れる、山の方ですと、飲み水にくる、地下水に入ってくる、植物とか動物にも影響してくるということで、われわれの環境に影響してくるということでもあります。

表-4に府内の産業廃棄物の不法投棄とありますが、この府内というのは京都府内です。京都府のデータを見ますと、立ち入りは結構していて、人も増やし警察とも対応して不法投棄を減らしていこうということでやっています。法律をきちっと整備しても、守らなかつたら意味がありませんから、できるだけ、それをきっちりやっっていこうとしています。

それから、表-5の野焼きも罰則がありますから、勝手に野焼きできないのです。神事として野焼きするというのをどうするかということですが、大きな神社ではダイオキシンを減らす焼却炉を入れています。ですから、野焼きも立ち入りして強化はしているということなのですが、表のような状況です。

環境というのは、われわれの健康と直結していますから、「いいところに住んでおられますね」、「いい環境におられますね」というのは、価値が高いのです。だから、価値付けをするために、いま競って建物とか環境をきれいにしているわけです。

先ほど豊中のマンションの話をしました。図-4に示したようにマンションもどんどん値段が下がってきていますから、初めから売値をバチッと決めてしまうのです。2,980万円とか2,480万円とか、初めから売れる値段にしないと建てても意味がありませんし、10戸のうち1戸余っても販売会社が潰れてしまいますから、全部売ってしまわないといけないから値段を先に決めて建設することということになりますので、使う業者をものすごく叩くんです。それで、今までは1日当たり工事する人が1万8,000円ぐらいもらっていたのが、いまは8,000円。それでもやらせてくれない。雨が降りますから250日働けない。年間200日働いて1日当たり8,000円で年間160万円、危ない仕事で、それで労働者は仕事をしているのです。そういうことで、結局、非常に労働過酷なかでやっているうえに廃棄物の不法投棄は罰則がきついですから、何とかならないかということ

で、捕まるのを覚悟で建設、処理を請け負う者がいるんですね。だから、不法投棄が行われ、災害が発生するし、土が汚れていくし、農業用水路が詰まってしまうというようなことで、いろいろ問題が起こっているのです。これは、山に入るとあちこちにそういう実態があるのがわかります。

それで、兵庫県なんかは行政代執行をかなりやっておりますが、それでも逃げてしまったり会社がつぶれてしまったりで、費用が取れないというか、回収ができないということが沢山あります。

そういうのは兵庫県や大阪府ではファンドを作って、ファンドによってある程度実行しています。そういうことで、結局は税金で処理することになりますが、民間企業は、自分のところの収益を上げなければいけないので、そういうのはみな税金でもらう、それが一番いいということで責任の所在を曖昧にというのが業者の考え方です。だから、民間の業者といろいろ議論したり、役所といろいろ議論すると、民間の業者で「税金でもらったらいいいじゃないですか」と主張する人もいます。その辺のところ、曖昧なところが問題を起こしているという状況であります（図-5）。

それから、あとは、地方公共団体でも、人が少ないし、役所というのは9時～5時ですし、土・日の休みも夏休みもありますから、表-6で示しましたように現状回復が未着手の事案に対する地方自治体のとらえ方にありますように、代執行、検討中、原因者自主撤去の見込み、未着手はこれだけというような割合になっています。ですから、不法投棄は環境基本法にありますように、住民参加、住民の目、そういうおらが村、おらが町、おらが国をちゃんと守っていくということが必要だということを現しています。

量的に見ますと、未着手で放置されているのが10万トンで、半分ぐらいは放置してあるのです。そして原因者をつかまえているのは4分の1ぐらい。今のままでどんどん進んでいくとプランフィールドどころか、いろいろ問題が起こるとい状況になっております。

それから、図-6の不適正処理の例ですが、これはご存じだと思いますが、結局、廃棄物というのは定義によって決まるのです。だから、ごみであっても「これは私どもにとっては材料です」と

言われたら廃棄物ではないのです。例えば古い被覆電線が置いてあっても、中の銅線はトン当たり10万円以上していますから、「これから銅を取るんですよ、これはうちの材料で、ごみじゃないですよ」と言ったらごみではないのです。屋内で有価なものを取って、あとを屋外で焼却するというか、リサイクルの名目で法の網をくぐり抜けるというのが沢山あります。ごみであっても、「いや、これはうちの大事な資源なんです。ここから銅とかレアメタルとか、携帯電話をつくる時に絶対必要な材料を取るんですよ。うちの材料に手を付けてもらったら困る」ということになりますから、その辺が非常に難しく、これから法的にいろいろやっていただかないといけないということです。

図-7ですが、循環型社会形成でいまだどんどん法律ができて、片や地球がどんどん熱をもってくるし、都市はものすごく暑い。大阪なんかものすごく暑いんです。沖縄より暑い日もあるし、シンガポールやインドネシアにいる方がしのぎやすいことがあります。そういうことで地球が熱をもってきているし、悪い人もいるし、経済的に不況だし、沖縄に次いで大阪府の失業者が多いし、無責任な人も多くなってきているということで、環境と市民生活に非常にストレスがかかってきています。

それから、リサイクルという名のもとに逆手にとったようなことが行われて問題があります。だから、ISO14001とか、そういうものを取得することを動機づけとして環境管理をきちっとしてやっていくということが非常に必要になってきているわけです。

原因としては図-8に示しましたように、処理能力がないのに処理を請け負う者が後を絶たない。処理費が高くなってきているから投棄した方が得ということでモラルの低下が問題であります。

生産者の段階で処理費が十分見込まれてないということで、拡大生産者責任が、いま法律でかなり位置付けられてきていますので、つくった人がきちっと処理しなければならないというふうなことになると、製品のなかでごみになる量を少なくしておいたらいいわけです。日本ではボディシャンプーなどのごみが多いのです。あれはごみに出したって、ごみ処理費がつくった人にかかりませんから、ごみになる量が多いのですが、ドイツなんかは全部有料制です。プラスチックをkgつ

くるのに130円か140円処理費がかかりますから、それを生産したときに酒税のように取っておきますから、ドイツでボディシャンプーを買ったら日本のボディシャンプーの5分の1と小さいのです。濃度を5倍にしておいたらいいのです。少しだけ出して、洗うときに湯で薄めたらいいわけでしょう。そうすると、ごみ処理費が少ないですから、そういう商品が売れる。日本はそうっていないので、とにかくごみ出した人が得だという形になっているのです。

そういう意味で、今はごみを出した人、行儀の悪い人、環境を破壊する人が得をする世界になっているのです。それを早くきちっとして、これから基本法によってボディブローのようにきいてくるといって社会をつくらうとしています。

したがって環境のことを意識しない人はだんだん衰退します。これは必ずくるのです。環境問題に早くから取り組んだトヨタは、環境エンジンをつくったり、ハイブリッドから燃料電池等々。ああいう環境配慮型の産業というのはものすごく伸びていくのです。これは当たり前の話です、歩留りがものすごくいいですから。

環境に配慮した結果として100の材料から100の製品をつくったら、こんないい効率はないのです。そして環境に負荷が少ないと絶対に勝つんです。アサヒビールが伸びたのは、「うちは廃棄物を出しません。最後の絞りかすはエビオスで、消化剤にします。それでも残るものはブタの餌です」ということです。ですから、生産者を見ていくというのが非常に大事になってきます。ですから、環境というのは政策でもありますが、ビジネスとしてもものすごく大事なんです。環境をやったら商売にならないと言っている人は退場の社長です。そんな社長は今後は絶対アウトです。環境配慮型にしていけないと企業は伸びていきません。

自動車リサイクル法が来年から実施されると、部品を減らすとか、家電リサイクルでは、エアコンを買いに行ったときには、再商品化料金として4,000円余り取られますから、そうすると、部品の数を減らすということになりますから、いまその過渡期に入っているところなんです。

それから、今は、悪質なもので、周辺住民に不安を与えて、そして施設で紛争が起こって、付近の人がまた大変な苦勞するということになりがち

なので、住民の人が立地に反対するということが多くなっています。こういう悪循環をきちっとしたシステムにしないとわれわれの住んでいる場所が危ないのです。「ごみの問題は関係ない」という人がいますが、関係があるんです。ごみそのものが人間の身体を蝕んでいきますから、環境というのは健康そのものと1対1ですから、ごみになるようなものをできるだけ減らして、軽いものを買うとか、余分なものを取り除いていくとかということが非常に重要だと思います。

廃棄物処理法改正の背景を図一9に示しましたが、法律も変わって不法投棄は個人の場合5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金ですし、法人だったら1億円以下の罰金になるのです(表一7)。罰金が大きいため必ずしもみな守るとは限りませんが、産廃も一般廃棄物もみな一緒なのです。だから、2,600円がもったいないからとテレビを不法投棄して、法の対象となって裁かれると大変なことになるのです。

それから、野焼きも3年以下もしくは300万円の罰金です(図一8)。みんなそんなことを知らないようですが、野焼きもそういうことになっています。

それから、ペットのお葬式ですが、車に乗せて、そこで1時間ほどで全部焼却処理して移動していくという問題で、移動は仕方がない。だけど、設置する固定の場合は住民の反対があるとか。この問題に限らずいろいろ指導の条例とか要綱でやっており、先般、神戸市で要綱をつくりましたが、私もその委員長をつとめたのですが、そういうのでやらないと住民の反対があって、なかなかうまくいかないということで、これからは構造改革というか、産廃の処理法、それから住民重視ですね(図一10)。そういうふうな排出事業者が信頼できる産業廃棄物のための情報発信も必要です。何か問題を起こしたところは、全部インターネットで発信する。それから、全部オープンにしていく、そういう社会にいま進みつつあるのです。

対応としましては各主体別に図一11、12に示しましたが、まず、監視の問題があります。特に役所とか警察とか、いろんなところでやっておりますが、処理事業者の能力をインターネットで評価して公表していくこともひとつです。不法投棄したら許可業者の取消を全部オープンにしていく。

それから、罰則を強化しても適用の問題がありま  
すから、どうしても役所は書類重視になっていま  
すが、やはり現場主義で対応する。それから、監  
視装置をこれからどんどんやっていくというわけ  
です。だから、セコムなどに社会が非常に関心  
を持っています。

それから、生産者はリサイクルしやすい、ごみ  
は絶対減っていくという設計をするということ  
です。今はみなそうできて、できるだけリサイク  
ルしやすい、コストが少ないというコンセプト  
でやっていることです。

一方、消費者そのものも、自分の目で監視しな  
いと行政とか、人に任せていては自分の場所も  
う守れないという時代になってきたのです。だか  
ら、法律があるから安全だと思っていながら大間違  
いで、自分で自分を守らなければならない時代に  
なってきたのです。そして問題が起こって裁判を  
するときには法律があるけれど、自分を守るには  
自分で守らなければ生きていくことはできないの  
です。

事業者は拡大生産者責任として、製品をつくつ

《当日配布資料》

循環型社会づくりと  
不法投棄防止に向けて



関西大学工学部  
関西大学大学院  
教授: 工博 和田 安彦

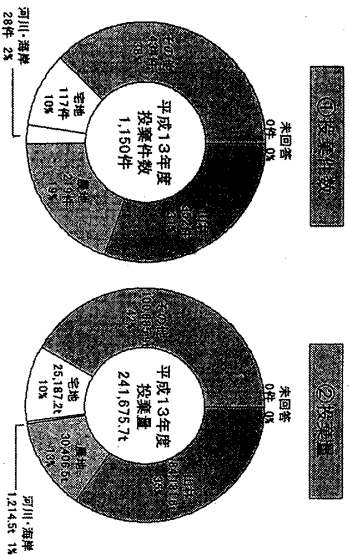


図-2 産廃不法投棄の地目別状況(平成13年度)  
(環境省資料)

た人が全般にわたって、適正処理を容易にするよ  
うに設計しなければならぬのです(図-13,14)。  
環境に対する負荷を減らさないと地球が熱をもつ  
てきて、暑くていられないし、雨が降ったら集中  
豪雨で幸せに暮らせないということになってくる  
わけです。だから、使用済みの製品に関わる生産  
者にできるだけ一定の責任を求めたいということ  
です。

あとは産業廃棄物の処理基本計画をどんな自  
治体でつくって具体的に量を減らしていく。事業  
者の責任を徹底して見せていくとか、そういうこ  
とが、非常にいま重要になっています。

市民に対する情報発信という面では、学校教育  
や出前トークでいろいろなものを見せていくと、み  
な関心を持ちます。そのように情報を公開して社  
会全体で関心を高めることによって不法投棄を減  
らし、環境を保全していくという方向が求められ  
ると思います。

話題提供ということ以上のようなお話をさせ  
ていただきました。

どうも、ご静聴ありがとうございました。

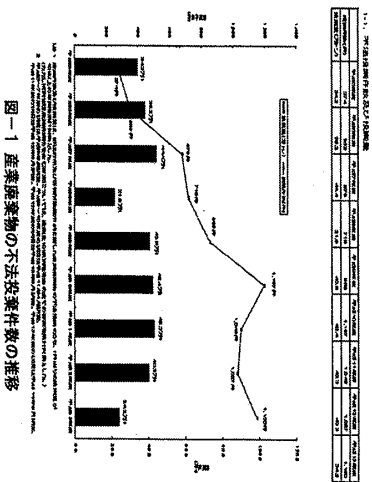


図-1 産業廃棄物の不法投棄件数の推移

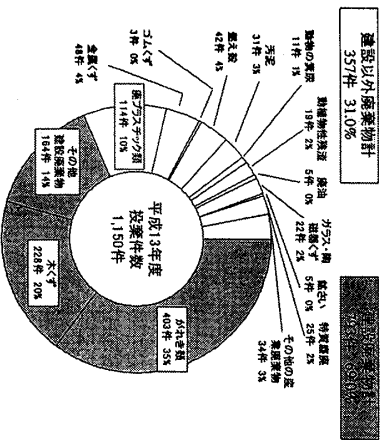


図-3 産廃の不法投棄件数(平成13年度)  
(環境省資料)



表-1(1) 不法投棄が多い場所(I)

要因	具体的な場所
①産廃関連事業者以外の事業者が関与するところ	鉄工所跡地、自社処分地内(埋立)、砂利・土砂採取跡地、土を採って売却して利をあげた段階で逃げる、新興住宅開発地
②産廃関連事業者が関与するところ	産廃処理業施設周辺地、埋立終了した処分地の跡地、産廃処理業者の事業地の中
③経済性の関与するところ	地元住民にとってメリットがある、経済の弱い場所(県)、確信犯的な地主、土地を資材置き場として安易に貸し付け など
④ブローカーの介在	地元不動産業者の介在、地域事情に詳しいブローカーが不在地主の土地を探す など
⑤ブローカーの手口	土地の権利関係が非常に複雑に動く
⑥地形的に見えにくいところ	手を加えずとも見づらい程度の場所、山間地の谷間、谷津田など、湿地帯への投棄、林地、山の上の方から谷間に向かって投棄、平地林を伐採、都市周辺の人里離れた場所、河川敷 など

表-1(2) 不法投棄が多い場所(II)

要因	具体的な場所
⑦行政の監視が届かないところ	市町村行政の指導が弱いところ、行政境界線付近、職員の数的に対応しきれない市町村、行政の意識としていきづらいたち、市町村の飛び地 など
⑧無管理の土地	不在地主などで無管理の土地、別荘地でたてられないまま放置された土地、競売にかかっている土地
⑨周辺住民の監視が届かないところ	周辺に夜間照明や民家などがいない場所
⑩現場直近のアクセス道路	林道・農道・市町村道の沿線、主要道路から一本中に入ったような場所、幹線道路から山間部に至る場所、旧道沿いの民有地、昼間の交通量と早朝または夜間の交通量に開きがある場所 など
⑪交通の利便性が高いエリア	交通の利便性の高い場所、幹線道路沿い、高速道路インター付近

表-2 不法投棄実行者の内訳(環境省/廃棄物・リサイクル対策部)

年度	平成13年度	
	投棄件数	比率
排出事業者	571	75.15
無許可業者	95	12.16
許可処理業者	75	9.59
復 査	15	2.00
投棄者判明分小計	756	100.00
投棄者不明	271	-
合 計	1,027	-

排出事業者自身による不法投棄が約75%

投棄者不明が約1/4

適正に自己処理する能力を有しないにもかかわらず、自ら処理している実態がある

表-3 府県別不法投棄件数と回復の状況(平成13年度)

	不法投棄件数	回復件数	投棄量(t)	回復(t)	回復割合(%)
京都府	52	26	24,773	12,254	49.5
大阪府	8	6	8,257	3,157	38.2
兵庫県	17	15	19,759	16,609	84.1

環境省資料

表-4 府内産業廃棄物の不法投棄に対する対策

	立ち入り件数	立ち入り回数
平成13年度	341	2884
平成14年度	447	4045

対前年比 131%  
対前年比 140%

表-5 府内産業廃棄物の野焼きに対する対策

	立ち入り件数	立ち入り回数
平成13年度	310	892
平成14年度	341	1180

対前年比 110%  
対前年比 133%

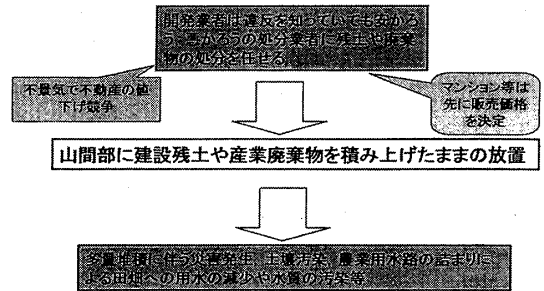


図-4 最近の不法投棄増加の要因の例

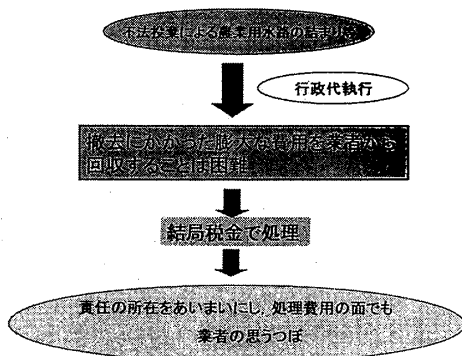


図-5 行政代執行の問題点

表-6 現状回復が未着手の事案に対する地方自治体のとらえ方

地方公共団体のとらえ方	件数	量(t)
環境保全支障のおそれなし	202(件)	47,975.4(t)
行政代執行検討中	9(件)	7,486.1(t)
地方公共団体事業検討中	13(件)	802.0(t)
原因者自主撤去の見込み	59(件)	24,732.8(t)
その他	84(件)	19,207.0(t)
未着手計	367(件)	100,203.3(t)

(環境省資料)

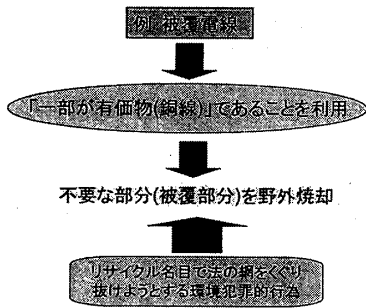


図-6 「不要物ではないリサイクル可能物」と称した不適正処理の例

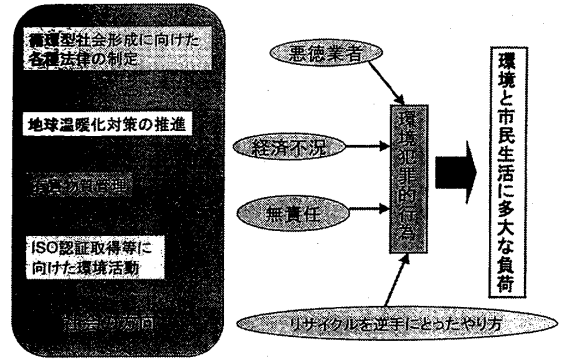


図-7 社会の方向に逆行する不法投棄

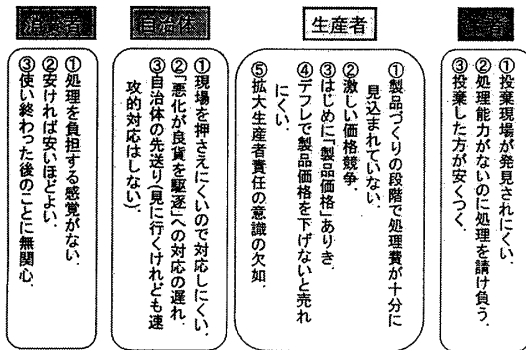


図-8 不法投棄が乗じる主な原因

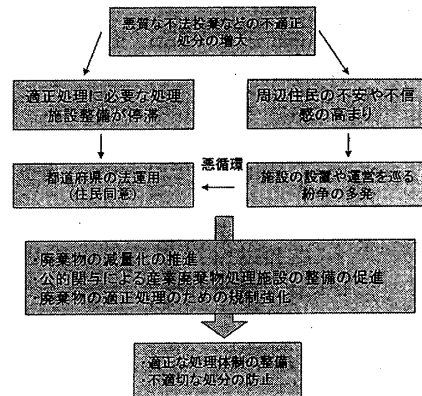


図-9 廃棄物処理法改正の背景

表-7 不法投棄の罰則強化(平成12年10月施行)

	改正前	改正後
産業廃棄物の不法投棄	3年以下の懲役若しくは1000万円(法人の場合は、1億円)以下の罰金、又はこれの併科	5年以下の懲役若しくは1000万円(産業廃棄物に係る場合であって、法人の場合は、1億円)以下の罰金、又はこれの併科
一般廃棄物の不法投棄	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金	

表-8 廃棄物処理法改正による野焼き禁止への罰則の強化(平成13年4月施行)

	改正前	改正後
法律	事業者は、自らその産業廃棄物の・・・処分を行う場合には、政令で定める基準に従わなければならない。(違反した場合は改善命令の対象)	何人も、次の方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。(違反した場合の罰則：3年以下懲役、300万円以下の罰金) <b>直罰へ</b>
政令(産業廃棄物処理基準)	産業廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。	・処理基準に従って行う焼却 ・他法令等により行う焼却 ・公益上・社会慣習上やむを得ない焼却として政令で定める焼却

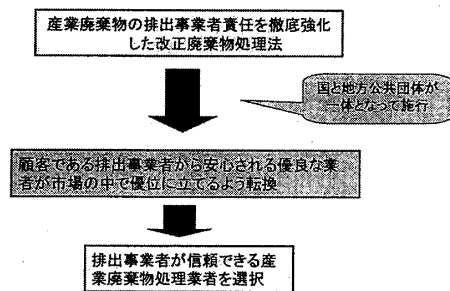


図-10 産業廃棄物分野の構造改革の意味

表-9 不法投棄への対応

- 行政
  - 監視(パトロール)の頻度向上: 役所、警察、地域自衛隊など
  - 処理業者の能力の評価
    - 基準の改善、再審査
    - 不法投棄した場合の登録取り消し
  - 法の適応、運用方法の見直し (罰則を強くしても適用できなければ意味がない)
  - 書類より現場主義
  - 安価な監視用装置の開発、適用

図-11

2. 生産者

- ① 製品設計時でのリサイクル、処理しやすい環境配慮設計
- ② 処理コストの市場への反映  
(消費者の処理コスト負担)
- ③ 企業間でのものづくりコンセプトの改善(ライフサイクル思考)

3. 消費者

- ① バトロール、通報
- ② 使用後のものの流れへの関心を持つ
- ③ 処理コスト感覚を持つ(捨てる時にも処理にはコストがかかることへの理解)

図-12

拡大生産者責任とは・・・

製品に対する生産者の責任を製品の使用后段階まで拡大することにより、製品が廃棄物として排出されることの抑制やリサイクル・適正処理を容易とする等、製品のライフサイクル全体にわたり適正に使用済み製品に係わる環境負荷を減らすこと

図-13

拡大生産者責任の趣旨

製品が使用済みとなった場合における環境負荷の管理・削減に最も支配力を有する生産者に一定の責任を求めることにより、使用済み製品に係わる環境負荷低減のメカニズムを市場に組み込み、環境コストを正しく市場に反映させること

図-14